

種別	都の認定基準	国の要件	見直しに向けた主な論点
<p>養育家庭</p> <p>専門養育家庭</p>	<p>里親申込者のうち、<u>主たる養育者となる者の年齢は、原則として、25歳以上65歳未満</u>であること。</p> <p>※短期・レスパイト限定養育家庭は65歳未満の上限無し。 ※養育家庭（親族）については年齢要件無し。</p>	<p>■里親委託ガイドライン 養育可能な年齢であるかどうかを判断し、<u>年齢の一律の上限は設けない</u>。年齢の高い養育者であっても、中高生など高齢児の委託を検討するなど、子供の多様なニーズに応えられる里親を登録することが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要件を撤廃するか。</li> <li>●要件の緩和を図るか。 (例) 25歳以上であること。</li> <li>●現行要件を継続するか。</li> </ul>
<p>親族里親</p>	<p>要件無し。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>養子縁組里親</p>	<p><u>里親申込者は、原則として25歳以上50歳未満</u>であり、婚姻していること。</p> <p>※平成18年改正以前の申込者は従来基準である「25歳以上65歳未満であり、配偶者がいること」を適用。</p>	<p>■里親委託ガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託する養子縁組里親は、<u>一定の年齢に達していることや特定の疾病に罹患した経験があることだけをもって一律に排除するのではなく、子供の成長の過程に応じて必要な気力、体力、経済力等が求められることなど、里親希望者と先の見通しを具体的に話し合いながら検討する。</u></li> </ul> <p>民間養子縁組あっせんに係る指針案においても、年齢、疾病に加え、共働きについての例示を追加した形で記載あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>特別養子縁組を希望する里親の場合は、25歳に達しない者は、養親となることができない。</u>ただし、養親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においても、その者が20歳に達しているときはこの限りではない。</li> </ul> <p>民法817条の4と同様。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要件を撤廃するか。</li> <li>●要件の緩和を図るか。 (例) 25歳以上であること。ただし、夫婦の一方が25歳に達していない場合は、その達していない者が20歳に達しているのであればこの限りではない。 (民法と同様)</li> <li>●現行要件を継続するか。</li> </ul>